

## 広島県再犯防止推進計画の施策の状況について

R6.7.3

### ■計画の目的

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現（広島県再犯防止推進計画 第1章 7 将来の目指す社会像）

### ■計画期間

令和3～7年度

### ■施策体系

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援

### ■成果指標

計画の進捗状況を把握するために、各施策体系において以下の成果指標を設定

項目	指標名	R2(策定時)	R3	R4	R7(目標値)
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む	2市	12市町	17市町	20市町
	居住支援法人(保護観察対象者を対象とする)の数	1法人	4法人	6法人	3法人
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率※(3年平均) ※住居、保健医療福祉サービスの提供を受けている者/調整した者	(R29~R1) 83%	(H30~R2) 67%	(R1~R3) 67%	(R3~R6) 88%
	3 社会参画の実現	県が就労支援した者の就労継続率	—	75%	62%

■ 施策の実施状況

3つの施策体系において、令和5年度は、約40の取組を行っており、その自己評価において、多くは、順調、概ね順調となっているが、就労支援等一部においては、遅れが見られるものもある。

■ 成果指標の状況

1 社会の理解促進・支援基盤の強化

◇ 地方再犯防止推進計画を策定した市町の数

R 2	R 5 末	R 7 (目標値)
2 市	19 市町	20 市町

取組の状況	市町会議等を通じて、更生支援等再犯防止施策の意義の理解の促進を図ると共に、計画策定に当たり、計画の雛形やスケジュール表、統計データ等の提供を行い、定期的に進捗状況を確認しつつ支援した。
今後の取組	未策定の市町すべてが、「策定予定」となっているため、円滑な策定に向けてニーズに応じた個別の支援を行う。

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

◇ 居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数

R 2	R 5 末	R 7 (目標値)
1 法人	7 法人	3 法人

取組の状況	居住支援を実施する民間団体への働きかけなどにより、目標とする法人数は達成することができましたが、引き続き、さらなる指定数の充実を図る必要があります。
今後の取組	住宅等の確保について、さらに施策を推進するため、居住支援法人同士の連携を促進し活動しやすい環境を整備していくとともに、法人数のさらなる増加に向けた働きかけを継続し、さらなる居住環境充実に努めます。

◇広島県地域定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の定着率（3年平均）

H29～R1	R3～R5	R4～R6（目標値）
83%	80%	88%

取組の状況	<p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援しています。</p>
今後の取組	<p>引き続き下記の業務を推進してまいります。</p> <p>矯正施設を退所する予定の人の帰住地調整支援を行います。（コーディネート業務）</p> <p>矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等を行います。（フォローアップ業務）</p> <p>被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行います。（被疑者等支援業務）</p> <p>犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援を行います。（相談支援業務）</p>

### 3 社会参画の実現

◇県が就労支援（職場定着支援）した者の3か月後の就労継続率

R2	R5	R7（目標値）
—	65%	90%

取組の状況	<p>就労以外の複合的な問題を抱えていることも少なくないことを踏まえ、就労の前提となる能力や環境に関する支援を行うとともに就労支援の枠を超えて関係機関との連携体制の構築に取り組んだ。</p>
今後の取組	<p>データ分析による離職要因の検討や、現場の方々（機構、保護観察所、地検）と協力して、改善案の検討を進める。</p>

別紙1 「令和5年度の実績等」

取組の方向	令和5年度の実績	自己評価 ◎:順調 ○:概ね順調 △:やや遅れ ×:遅れ	課題	令和6年度の実績	担当課
<b>1 社会の理解促進・支援基盤の強化</b>					
<b>(1) 社会の理解促進</b>					
① 県内市町において、地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町会議を開催し、再犯防止施策の意義や今後の方向性を説明し、保護観察所や矯正管区からも取組状況等を紹介した。</li> <li>広島刑務所で市町研修を開催し、刑務所に勤める刑務官や福祉専門官による講話、刑務所の見学等を通じ、矯正の現場に焦点を当てて再犯防止への理解促進を図った。</li> <li>計画策定に取り組む市に対し、再犯防止施策の意義等の基本事項の説明、計画の雛形やスケジュール表、統計データ等の提供を行い、定期的に進捗状況を確認しつつ個別に支援した。</li> </ul> <p>【実績】 市町計画策定数 R4末:17団体→R5末:19団体</p>	◎:順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全市町での策定に至っていない。</li> <li>策定済市町においては、策定後の取組の具体化を進めて行く必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未策定の市町すべてが「策定予定」となっているため、円滑な策定に向けてニーズに応じた個別の支援を行う。</li> <li>策定済市町においては、策定後の取組の具体化に向け支援を行う。</li> </ul>	環境県民局県民活動課
② 県の関連計画との連携や、この計画の市町への周知などを通じて、県や市町の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会推進課と共同で関連計画である、「地域福祉計画」、「高齢者プラン」、「障害者プラン」の改定のタイミングに合わせて、計画への記載を調整した。</li> <li>第2期広島県地域福祉支援計画</li> <li>第9期ひろしま高齢者プラン</li> <li>第5次広島県障害者プラン</li> <li>更生保護施設の見学会に参加し、関係機関との連携を深めた。</li> <li>広島県就労支援事業者機構主催の就労支援研修会において、新たなセーフティネット制度の周知を行った。</li> <li>『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プランにおいて、犯罪・非行をした者の立ち直り支援について言及</li> </ul>	○:概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連計画に盛り込まれた、再犯防止施策に取組み進捗管理を行う必要がある。</li> <li>更生支援に特化した、県民の関心・理解促進に繋がる取り組みをさらに進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連計画に盛り込まれた、再犯防止施策の取組を進める。</li> <li>引き続き、関連計画改定のタイミング等に合わせ更生支援の視点が盛り込まれるよう調整を実施する必要がある。</li> </ul>	環境県民局県民活動課
③ 高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の福祉関係部署も対象とした会議・研修を開催した。(1)(1)①と同じ)</li> <li>主任相談支援専門員研修において、障害者の権利擁護について講義しており、矯正施設入所者など社会的な差別や偏見等で課題を抱える障害者に対する適切な支援について研修を実施している。</li> <li>生活困窮者自立相談支援事業従事者研修において、刑罰者やひきこもりに対する支援をテーマとした研修を行った。</li> <li>広島県居住支援協議会の取組として、刑罰者を含めた住宅確保要配慮者に対する理解促進に向け、不動産関係団体主催の会議において講演し働きかけを行った。</li> </ul>	○:概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者支援関係での対応ができていない。</li> <li>引き続き、障害者への差別や偏見の現状を踏まえ、本人の意思やニーズに応じた適切な支援が行える専門人材を育成する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プランにおいて、犯罪・非行をした者の立ち直り支援について言及</li> <li>高齢者支援関係の研修については、関係課(医療介護基盤課、地域共生推進課)と調整を進める。</li> <li>引き続き、研修を通じて、更生支援も含め、適切な支援が行える人材を育成する。</li> </ul>	環境県民局県民活動課 健康福祉局 障害者支援課
④ 更生保護への理解を深める取組である“社会を明るくする運動”を関係機関、民間協力者と連携して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事が実行委員長となり、関係機関と連携して運動を推進した。</li> <li>7月の強調月間にはポスターを掲示し、法務省が作成した広報動画をtik tok、Facebookに投稿するなどの広報を行った。</li> </ul>	◎:順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携をさらに強めると共に、業界団体に対しては、居住支援の存在など、要配慮者に対する支援制度の認知を高めていく必要がある。</li> <li>県民の理解促進を図るため、ターゲットを捉えた広報啓発を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き業界団体の主催する会議に出席・講演し働きかけを行い、支援制度に関する周知を広げることによって、業界団体の理解を得ていく。</li> <li>令和5年度に実施した取組について継続実施する。</li> <li>SNS等デジタル技術を活用した、広報に取り組んでいく。</li> </ul>	環境県民局県民活動課
<b>(2) 支援基盤の強化</b>					
① この計画の策定にあわせて設置した「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じて、関係機関相互の情報共有、連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「広島県再犯防止推進連絡会議」を開催し、県計画の進捗状況や課題分析、連絡会議における委員の意見も踏まえ、関係機関相互の情報共有や多機関連携の在り方等の検討を進めた。</li> <li>「広島県居住支援協議会総会」において、再犯防止施策における居住支援の重要性について説明した。</li> <li>「再犯防止×地方創生政策ワークショップ研修」において、県計画の内容や取組状況等を説明した。</li> <li>保護観察所主催の「刑務所出所者就労支援事業協議会・連絡会」において、県計画の内容や取組状況等を説明した。</li> </ul>	○:概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議では、計画の進捗説明に多くの時間を費やし、進捗を踏まえた委員の意見交換に時間の確保が難しかったことから、会議内容の検討を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の進捗状況を早期にとりまとめ、会議開催に先立ち出席者に提供する等、会議での意見交換を行う時間の確保に努める。</li> <li>庁内関係課と連携した取組等について検討する。</li> <li>関係者による「顔の見える関係作り」に向けた取組について検討する。</li> </ul>	環境県民局県民活動課
② 「広島県再犯防止推進連絡会議」の会員等と連携し、犯罪・非行をした者の支援に携わる(可能性のある)機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町担当部署を対象とした会議において、「刑事司法と福祉の連携」についての説明、刑務所に務める福祉専門官による講話等を行った。(1)(1)①と同じ)</li> <li>就労支援員や協力雇用主、市町の生活困窮者自立支援担当者、刑事司法関係機関職員等を対象とした境界知能及びコグトレに関する研修を開催した。</li> <li>広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議へ、弁護士に加わってもらい、ケース対応等に係るアドバイスや意見交換等を実施。(R4～)</li> </ul>	○:概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機関連携が必要であるため、司法・福祉双方の制度や支援についての理解促進の取組について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町(再犯防止担当課だけでなく、福祉関係課も含む)、庁内関係課、国、民間等、関係機関を幅広く集めて広島県全体での理解促進及び関係構築を図る。</li> </ul>	環境県民局県民活動課
③ 更生保護に関するボランティアである保護司、更生保護女性連盟会員、BBS会員等の活動を広げ、県民の関心を高めるとともに、国と連携した人材確保・育成に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県退職者説明会や県退職者向け広報誌において、保護司募集の案内を行った。</li> </ul> <p>【実績】 県退職者の保護司委嘱者数 R4:1人→ R5:2人</p>	○:概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護ボランティアについて、県民の関心を高め、人材確保に取り組む必要がある。</li> <li>保護司以外の更生保護ボランティアについて広報できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県退職者説明会において、保護司募集の案内チラシを配布する。</li> <li>保護司以外の更生保護ボランティアの広報についてもニーズを調査し、取組を検討する。</li> </ul>	環境県民局県民活動課

別紙1 「令和5年度の実績等」

	取組の方向	令和5年度の実績	自己評価 ◎:順調 ○:概ね順調 △:やや遅れ ×:遅れ	課題	令和6年度の実績	担当課
<b>2生活上の基本ニーズの確保・回復</b>						
<b>(1)住居等の確保</b>						
①	一時的な住居の偏在を解消するため、国が行う支援制度等の広報や関係機関・民間への働き掛けに協力します。	・一時的な住居の確保に向けた取組の必要性について、関係者にヒアリングや協議検討を行った。	△:やや遅れ	・居住支援が促進されるよう、関係機関・民間への働き掛けなど広報について検討する必要がある。 ・更生保護施設がない東部において、特に一時的な住居が不足している。	・保護観察所等の要請に従い、広報啓発等の必要な取組を実施する。 ・一時的な住居の確保に関する他県等の先進的な事例について調査、検討を進める。	環境県民局県民活動課
②	生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予算情報等を参考提供し、実施促進を図った。 実施自治体数: R6.3末 11市町	×:遅れ	・地域の状況により、事例がない等の理由で予算化が困難な市町がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	健康福祉局社会援護課
③	「新たな住宅セーフティネット制度」について、広島県居住支援協議会等を通じて、さらに周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施します。 「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組みます。	・居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働き掛けを実施 【実績】 保護観察対象者等を対象とした居住支援法人数 R4末:6法人→R5末:7法人 保護観察対象者等を対象としたセーフティネット住宅数 R4.1末:8,126戸→R6.6.5時点:24,799戸	◎:順調	引き続き、広島県居住支援協議会等を通じて、さらなる制度周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施する必要がある。	・セーフティネット住宅について、登録地域偏在の解消や小口家主の登録促進に向けて、市町と連携し、セミナーの開催やHPへの掲載等により、制度周知等の情報提供等を実施	土木建築局住宅課
④	緊急連絡先を個人に限定せず公的機関や社会福祉協議会、福祉施設等も対象とするなど、入居要件の緩和について検討します。	・県営住宅の入居要件として、令和2年3月に連帯保証人(2名)を廃止し、緊急連絡先(1名)とする大幅な緩和を実施した。 ・緊急連絡先を団体とすることに関して、組織としての対応は難しいとのことだったが、社会福祉協議会の担当者を緊急連絡先とするなど状況に応じて個別対応している。	◎:順調	・緊急連絡先を組織として対応することに関しては、組織の業務として関わることについては支障はないが、それ以外のことについては対応できないため、組織として受けることは難しいとの意見があった。 ・安否確認や住宅内トラブルなどが多発している等、緊急連絡先に連絡をとる機会も多くあることから、緊急連絡先の免除は困難な状況となっている。	・緊急連絡先の確保に関しては、必要に応じて個別対応を行う。	土木建築局住宅課
⑤	連帯保証人要件の撤廃について、必要に応じ助言等を行います。	・市町への取組状況の照会を通じ、撤廃状況を把握するとともに、撤廃等の検討に際し、必要に応じて助言等を実施した。	○:概ね順調	・連帯保証人要件を設けている市町がある。	撤廃等の検討に際し、必要に応じて助言等を実施する。	土木建築局住宅課
<b>(2)保健医療・福祉サービスの利用支援</b>						
<b>A高齢者・障害(の疑い)のある者等の支援</b>						
①	広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整後における、地域でのフォローについて、実態を把握した上で、必要な取組を推進します。	・広島県地域生活定着支援センターによる支援対象者に執行猶予者等を新たに加え(入口支援)、県による支援機能の拡大を図った。 ・令和4年度実績:6件 ・令和5年度実績:5件	○:概ね順調	・R4年度から開始した入口支援について、支援体制・内容の充実が図られるよう、関係機関間の連携を強化して進めていく必要がある。	・定期的な連絡会議を通じて関係機関の連携を強化し、地域定着支援センターの相談支援の充実を図る。	健康福祉局地域共生社会推進課
②	刑事施設出所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用にむけた支援の必要性が高いものの、広島県地域生活定着支援センターによる支援を受けることができない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、広島県地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。	・住居があるため、特別調整の対象とならない出所者に対して、「特別調整に準じる一般調整対象者」として地域定着支援センターによる支援を行っている。	○:概ね順調	・関係機関が連携して、出所時の本人の状況に応じた柔軟な支援が提供されるよう支援体制・内容の充実を図る必要がある。	・関係機関間での協議・意見交換等を通じて、必要な情報や支援経過等を共有しつつ、効果的な支援の実施へ繋げていく。	健康福祉局地域共生社会推進課
③	地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢又は障害(の疑い)のある刑事施設出所者について、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組みます。	・広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議において、福祉的支援に係る情報共有・意見交換等を実施。	○:概ね順調	・支援を辞退する背景や要因等への対応について検討していく必要がある。	・関係機関との情報共有や意見交換等を通じて、支援を辞退する者への対応等について検討していく。	健康福祉局地域共生社会推進課
④	国に対し、地域生活定着支援センターの法制度上の位置づけを明確にするよう提案し、支援が安定して継続されるように取り組みます。	・法務省主催の会議等の機会をとり、法制度上の位置づけを明確にする必要性についての説明や要望を行った。	○:概ね順調	地域定着センターは、国の補助要綱により設置されており、法律上位置づけられていないため、今後の国の継続的支援が見通せない状況にある。	・法務省主催の会議等の機会をとり、法制度上の位置づけを明確にする必要性についての説明や要望を行う。	環境県民局県民活動課
⑤	市町や保健医療・福祉サービス等の事業者において、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行います。	・市町会議で入口支援、出口支援の説明を行うとともに、検察庁から提供してもらった取組の説明資料を配付した。(1)(1)①と同じ) ・県外センターや検察庁、保護観察所等との合同研修(地域生活定着支援センター研究協議会)を開催した。	○:概ね順調	・認知を高めるための取組は関係機関と連携して行う必要があり、相互の理解促進、関係構築を図る必要がある。 ・入口支援や出口支援という用語はまだ一般に認知されているとは言いがたい。	・関係機関と連携し、適宜情報共有や意見交換、関係構築に努める。 ・関連する会議や研修等の機会をとり、各機関・団体における支援内容を紹介する。	環境県民局県民活動課
⑥	広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島弁護士会、公益社団法人広島県社会福祉士会など、保健医療・福祉サービスの利用調整に関わる機関において、支援のノウハウや地域資源を共有し、相互に連携する仕組みづくりを推進します。	・広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所、弁護士(オブザーバー)による定期的な連絡会議において、支援状況の共有や相互連携について協議等を行った。	○:概ね順調	相互連携の仕組の構築と強化に向け、連携・協議の場を継続して進めていく必要がある。	・引き続き、関係機関との適宜状況確認や情報共有・意見交換等の機会を設け、定着支援センターの支援体制・連携体制の充実を図る。	健康福祉局地域共生社会推進課
⑦	支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。	支援対象者の属性等についてデータベース化し、分析に着手した	△:やや遅れ	・デジタル技術を活用した効果的な支援の在り方について、検討する必要がある。	・引き続き、データベースを活用した分析を進める。	環境県民局県民活動課

別紙1 「令和5年度の実績等」

取組の方向	令和5年度の実績	自己評価 ◎:順調 ○:概ね順調 △:やや遅れ ×:遅れ	課題	令和6年度の実績	担当課
<b>1 薬物依存を有する者への支援</b>					
① 薬物依存者や家族からの依存症の回復に向けた相談や、保健医療の確保については、「広島県保健医療計画」に基づき、推進します。	・薬物依存症者及びその家族の相談を受けている又は今後受けていく相談機関への技術支援や地域依存症支援者のスキルアップ研修を継続実施した。 ・「第7次広島県保健医療計画」に基づき、依存症に対応する体制構築の取組を継続実施した。	○:概ね順調	・県内で継続的に薬物依存症者、家族が相談する窓口が少ない。	・令和5年度に実施した取組について、継続実施する。	健康福祉局薬務課
② 刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存者に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。	・刑事司法関係機関に対して行った、薬物事犯者への情報提供の実態に関するアンケートの結果を踏まえ、「医療法人せのがわ」のリーフレットを送付した。 【実績】 リーフレット300部 ・HPを改修し、薬物依存に関する頁を追加した。 ・薬物相談事業推進連絡会議等を開催した。	○:概ね順調	・薬物依存者等へ支援内容が届くよう、リーフレット以外の広報についても検討するとともに、薬物事犯者の周囲の人(家族や友人等)に対する情報提供についても検討する必要がある。	・刑事司法関係機関に対して行った、薬物事犯者への情報提供の実態に関するアンケートの結果を踏まえ、「医療法人せのがわ」のリーフレットを送付する。 【実績】 リーフレット290部	環境県民局県民活動課
	薬物乱用対策関係の会議において、県計画の内容を説明した。	◎:順調	・再乱用防止のため、薬物依存者に対し、治療機関等の情報や支援内容を提供する取組を実施しているが、さらなる取組が必要である。	・地域の支援者にヒアリングする等により治療機関、支援内容等を把握の上、刑事司法関係機関と情報提供の方法について、調整し、実施する。	健康福祉局薬務課 警察本部組織犯罪対策第三課
<b>2 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援</b>					
	・法務省主催の「性犯罪対策研修」を受講した。	○:概ね順調	・再犯防止施策としての優先度を検討する必要がある。 ・実際に活用する場合に、どのような機関と連携するべきかを明確にする必要がある。	・必要性や優先度、具体的な取組について検討するとともに、庁内関係課の行う関連施策の把握を進める。	環境県民局県民活動課
① 刑事司法関係機関職員や警察職員による行政職員や事業者等への研修など、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組みます。	県子ども家庭センターにおいて、く犯行為や触法行為等の非行相談に対応した。(R5:167件)	◎:順調	非行相談の件数はほぼ横ばいではあるものの、引き続き、着実な相談対応が必要である。	引き続き、県子ども家庭センターにおいて、非行相談に対応していく。	健康福祉局子ども家庭課
	少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止防止の支援活動を実施した。(R5:少年相談3,755件)	◎:順調		引き続き、少年サポートセンターを中心とした相談、支援活動を行う。	警察本部少年対策課
	・13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、所在確認や面談を行うなどした。 ・ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を勧奨した。	○:概ね順調		・16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、所在確認や面談を行う。 ・ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を勧奨するとともに、近況等の把握を行う。	警察本部人身安全対策課 組織犯罪対策第二課
<b>3 社会参画の実現</b>					
<b>(1) 就労に向けた支援</b>					
① 多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。	・HPを改修し、協力雇用主についての記載を追加した。 ・保護観察所主催の「刑務所出所者就労支援事業協議会・連絡会」に出席し、県内の雇用情勢や協力雇用主の登録状況等を把握した。(1②①と同じ)	△:やや遅れ	・協力雇用主の登録に向けた広報に関する具体的な取組について、保護観察所と連携できていない。	・保護観察所と情報共有や意見交換を行い、課題やニーズを共有し、効果的な連携の在り方を検討する。	環境県民局県民活動課
	入札参加資格審査における協力雇用主への加点を実施した。 【実績】R4～5名簿 61社	○:概ね順調		令和5年度と同様	土木建築局建設産業課
② 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等となつて、矯正・保護観察処遇に至らず、これまで就労支援の対象となつていなかった犯罪・非行をした者の就労支援に取り組みます。また、境界知能域にある者の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。	○入口支援 ・検察庁との協定に基づき、起訴猶予者等を対象とする就職から職場定着までの就労支援事業を継続実施した。 ○出口支援 ・保護観察所との協定に基づき、保護観察等終了者を対象とする就職から職場定着までの就労支援事業を継続実施した。 ・令和4年度までは実績が0だったため、保護観察所と調整の上ニーズのある対象者を掘り起こし、3名の支援を実施した。 ○その他 ・就労支援期間中に転職を希望する者の就職支援や転職後の定着支援を充実させるため、従来3か月までだった支援期間を3か月延長し、2名の支援を行った。 ・就労したもの、事後的に障害の存在が明らかになり、就労継続が難しいケースについて、就労支援以外の支援(高齢・障害等の支援)を担う機関との会議の開催等により連携の推進を図った。 ・広島大学大学院の宮口教授に依頼し、境界知能及びコグトレに関する研修会を開催し、これらについての支援者への周知及び理解促進を図った。	△:やや遅れ	・就労継続率が目標数値と解離があり、その主な要因は「出奔」となっている。 ・出口支援の対象期間が国と重複していたことから県の出口支援の実績に結びついていなかった。また、出口支援対象者の中には、入所による地域社会との隔絶を経験したこと等により、長期の支援が必要な者がいる。 ・就労支援の対象者は、他の支援ニーズ(高齢、障害、住居、依存症等)を抱えている場合があり、就労支援がなじまないケースがある一方で、高齢、障害、住居、依存症等により福祉等につながった者の中にも就労支援が必要となる場合がある。	・就労支援機構、地方検察庁、保護観察所と連携した就労支援連絡会議を四半期に一度開催し、出奔者等に関する事例検討会を行い、関係者で事業の課題や改善方法等について検討を進める。 ・出口支援対象者の実態を踏まえ、より支援が長期に及ぶよう、県の就労支援の期間を国の就労支援期間終了後3か月(最大6か月)とする。 ・就労支援機関以外(地域定着支援センター、居住支援法人、精神保健センター等)との連携体制を構築するため、会議等意見交換の場を増やし、連携体制の強化を図る。 ・刑事司法手続が終了し、いったん福祉等につながった者の就労支援を検討する。	環境県民局県民活動課
③ 犯罪・非行をした者が、就労後においても、地域でフォローアップされる仕組みづくりを推進します。	【実績】 ・支援人数(延べ:33人) ・3ヶ月後就労継続率:67% (目標86%)				
④ 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう、市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予算情報等を参考提供し、実施促進を図った。 実施自治体数: R6.3末 12市町	×:遅れ	・地域の状況により、ニーズが少ない、委託先がない等の理由で予算化が困難な市町がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	健康福祉局社会援護課
<b>(2) 修学等の支援</b>					
① 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出所者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。	・授業料支援制度に関するパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布した。 公立の就学支援 260部 私立の就学支援 260部	○:概ね順調	・少年院及び保護観察所の現場担当者への周知について検討する必要がある。	引き続き、制度説明パンフレットを保護観察所及び少年院等に配布する。	環境県民局県民活動課 環境県民局学事課
	・高等学校卒業程度認定試験について、県内の各種学校、ハローワーク・県警等の関係行政機関・公共施設、民間団体等にパンフレットや受験案内を配布し、試験実施に係る周知・広報を実施した。	○:概ね順調		・令和5年度に実施した取組について継続実施する。	教育委員会生涯学習課
② 少年院出所者や保護観察処分少年が、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながることができるよう支援します。	・「少年サポートセンター」(広島、福山、東広島)のパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布する。	○:概ね順調	・地域で非行少年に対する支援を行っている団体について、「少年サポートセンター」以外の把握ができていない。	・余部の状況を踏まえ、必要に応じて少年サポートセンターのリーフレットを配布する。 ・非行少年への支援団体に関する情報を収集する。	環境県民局県民活動課